

# 広報のほりべつ おしらせ

発行 47. 8. 1 No.9

## 交通安全標語

※歩行者向けのもの

あなたは車に気づいていても車はあなたに気づいていない



## 福祉年金の請求

### 手続はお済みですか

国民年金法によりまず福祉年金の受給における所得の状況については、さきにお知らせしましたがいま、満七〇才以上の方や、満六五才になられ、一人では生活のできないような心身障害の方などでまだ、年金を請求していない方はおりませんか。

福祉年金は、受ける資格を得たときから五年以内に請求の手続をしなければ、資格がなくなりまから、該当すると思われる方は、請求の手続をしてください。

### 「小口特別資金制度」の

#### ご利用を

小規模企業者が一時的に必要とする小口資金の緊急融資を次によりとりあつております。

### ■、取扱金融機関 ■、融資対象

登録市内において引続き一年以上事業を営む業者であつて、資本の額または出資の総額が三〇〇万円以下の企業または常時使用する従業員の数が二十人（商業、サービス業五人）以下のもので次に該当する場合

- ・手形決済資金
- ・災害による一時つなぎ資金
- ・労務者募集資金の一時調達
- ・金融機関貸出実行遅延のためのつなぎ資金
- ・その他市場価格急変による一時的仕入資金等

### ■融資条件

- ・資金使途—運転資金
- ・融資金額—五〇万円以内
- ・融資期間—三カ月以内
- ・融資利率—年八・二%以内
- ・担保—無担保
- ・信用保証料—すべて信用保証協会の保証付とする
- ・申込み先—登録中小企業相談所（登録商工会議所内）

### 市税は遅れず

#### 自分で窓口へ

今月は、固定資産税、都市計画税第二期の納期

### 身体障

#### 更生援護相談

市福祉事務所では、身体障害（身障者手帳・未交付者を含む）の方々を対象に次により無料更生相談を行いますので、希望者は、福祉事務所へお申し込みください。なお、お申込みにこられる方は家族の状況などわかる方が望ましいです。

### ◇実施科目 整形外科肢体不自由

#### ◇内容

- ・更生医療給付該当の判定
- ・補装具の処方ならびに適合判定（補装具の交付・修理）
- ・手帳の新規交付・再交付
- ・職能的判定（適職および施設利用の要否判定）
- ・障害年金受給の要否判定
- ・その他

### ◇実施日時および場所

昭和四十七年八月二十四日 午後一時から

登録整形外科病院

### ◇申し込み期間

昭和四十七年八月二十三日まで

### ◇健康保険証

治療および医学的検査をしなければならぬ障害者の人は、健康保険証を必要としますので、当日持参してください。

### ◇交通機関の確保

登録温泉地区以外の方に対しては市で、マイクローバスを用意します。

消火のじゃまを  
しない  
やじ馬に  
ならない



## 結核検診

市では、皆様方に負担をかけずに、無料でレントゲン検診を実施いたしておりますが、今年も周知のとおり、七月十五日号お知らせ版により、八月二日から八月十五日まで各地区を巡回しておりますので、一人も脱落することのないよう、家族ぐるみ、町内ぐるみで検診を受けられ、皆様の健康を確かめられ、健全な毎日を過ごしてください。

対象者は次の通りです。  
 ・十五才以上の方で、事業所学校などで、今年レントゲン検診を受けていない方、受ける予定のない方全員です。

危い!!

## 自転車の二人乗り

自転車を運転するときは、つぎのことを必ず守り、交通事故のないようにいたしましょう。

◆乗る前に、ブレーキ・ベル・ペダル・ハンドルなど必ず点検をいたしましょう。

◆二人のり・手ばなし・つかまりかざさしなど危険な運転は絶対やめましょう。

◆道路のまんなかや、右がわをはしめることはやめましょう。必ず左はしを一行にはしりましょう。

◆ふみきり、ぐまい道路から広い

道路へでるときは必ずとまりましょう。  
 ◆右や左にまがるときは、必ず、あいずをしてまがりましょう。

八月上旬の  
予防接種

八月上旬の予防接種を日程表によりおこないますが、つぎのことに注意して受けるようにしてください。

・ツベルクリン反応とB・G接種対象者は生後三ヶ月から三十才未満の方で、学校、施設で受けていない方です。

種別 場所	時間	ツベルクリン反応	判定とB・G
		3ヶ月-30才未満の者	
中央公民館	12:30-1:00	8月1日	8月3日
富浜児童館	1:00-1:30	8月1日	8月3日
民会館	1:00-1:30	8月2日	8月4日
登別温泉支所	2:00-2:30	8月2日	8月4日
中央公民館	12:30-1:00	8月8日	8月10日

## 消費者の

## 相談を受けます

北海道管区行政監察局では日常生活の消費物資のうちの食料品、衣料品、日用雑貨に限定し、消費者保護行政の改善を目的とした「消費者保護に関する計画相談」を次により実施しておりますので、ご利用ください。

## ※計画相談の内容

- ・食料品、衣料品、燃料、日用雑貨等の生活必需品について
- ・安全衛生上有害なもの
- ・計量面で消費者に不利なもの
- ・表示と内容に著しく差異のあるもの

## ※実施期間

昭和四十七年八月三十一日まで

## ※相談員

市内来馬町七九一〇

行政相談委員 高野定治

TEL 五二六四九

## マイホームには

## 住宅金融公庫の資金を

住宅を建てようとして計画されているかたを対象に、住宅金融公庫では、つぎにより資金の融資を行なっております。

借り受けを希望される方は、市建築課住宅指導係へお問い合わせください。

## ◇一般貸付け個人住宅の場合

- ・申込み受付期間  
九月三十日まで
- ・貸付け対象面積  
七十平方メートル

## ◇住宅改良の場合

- ・申込み受付期間  
十一月三十日まで

## 運転免許証更新時

## 講習会日程追加なる

運転者免許証更新時講習会の日程につきましては、さきにお知らせしましたが、このたび、北海道公安委員会から次のとおり講習日が追加になりましたのでお知らせいたします。

## ○受講日程

八月三日 午後六時～八時まで

## ○場所 中央公民館

受講される方は、免許証と受講料三百円を必ず持参すること。

## きまりを守り

## 正しい生活を

子どもたちにとって楽しい、夏休みがやってきました。

休み期間中は、みんなが次のことを守り、正しい生活をおくりましょう。

## ◇帰宅時間の厳守

夏休み期間中は、各地域でお祭りがあり、

帰宅時間は、学校で定められた

## 時間を守りましょう。

- ◇危険な地域への立入禁止  
水泳などによる水の事故を防止するため、泳いではいけないう区域では、絶対に泳がないようにしましょう。
- ◇危険な遊びの禁止  
お祭りや花火に接する機会が多くなります。

危険性の多い花火は使用しないようにしましょう。

取扱いは十分注意し、空家などの近くでは、花火遊びを絶対しないようにしましょう。

(特別警察官派出所から)

## お詫び

七月十五日号で、お知らせしま